

全建事発第 069 号
令和 3 年 8 月 5 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

建設業法令遵守ガイドライン等の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして、平成 19 年 6 月に「建設業法令遵守ガイドラインー元請負人と下請負人の関係に係る留意点ー」を策定し、その周知を行ってきたところですが、令和 3 年 4 月 13 日付け全建事発第 009 号にてお知らせしたとおり、中小企業庁及び公正取引委員会により、支払条件の改善に向けて手形サイトの短縮化や割引料等のコストを示すこと等の見直しがなされたことから、今般、標記ガイドライン等について所要の改訂を行った旨、別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対し周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(添付資料)

- 別添 1 建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
- 別添 2 「建設業法令遵守ガイドライン」 (第 7 版)
- 別添 3 建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表
- 別添 4 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインの一部改正について
- 別添 5 「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」 (第 3 版)
- 別添 6 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン改訂 新旧対照表

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp